2　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件海岸事業に係る区間は同法第３条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、また、二級河川の管理は、河川法第10条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件河川事業に係る区間は同法第５条第１項の規定に基づき岩手県知事が指定した二級河川であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

三陸南沿岸は、岩手県宮古市の鮭ケ崎から宮城県石巻市の黒崎までの約873㎞の半島と入江が交互に連なる複雑な海岸線を呈したリアス式海岸であり、このうち、鵜住居地区海岸片岸地先海岸は、岩手県釜石市の大槌湾奥の南側に位置し、二級河川鵜住居川水系鵜住居川（以下「鵜住居川」という。）の河口部を含む全長1.07㎞の海岸である。また、鵜住居川は、釜石市の大峰山及び雌岳を水源とし、同市の北部を西から東へ流下し大槌湾に注ぐ、幹川流路延長22.2㎞、流域面積154.67㎢の河川である。

三陸南沿岸は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの港湾や漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

三陸南沿岸の海岸保全対策は、平成12年５月に海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針が策定されたことを受けて、平成16年３月に三陸南沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）が策定（東日本大震災を受け、平成25年６月に改定案策定）され、基本計画に基づき、数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して対処できる防護水準とすることを目標として、順次防潮堤等の海岸改修が実施されているとともに、これと一体となって河川の河口部においても同様な河川改修が実施されている。

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、防護水準であるＴＰ（東京湾平均海面）＋14.5ｍを確保するために計画された海岸改修事業及び河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間に防潮堤及び水門が整備されることから、津波、高潮等による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成23年11月から平成25年３月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ及びタカブシギ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ等が確認されているが、いずれも営巣は確認されておらず、同様の生息環境が広く維持されることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、カワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減を図ることを主な目的として、防潮堤及び水門を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件海岸事業及び本件河川事業の施行方法については、防潮堤と水門を整備する案（以下「申請案」という。）及び防潮堤のみ整備する案の２案による検討が行われている。申請案と防潮堤のみ整備する案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件河川事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、東日本大震災により破堤したことなどから、津波、高潮等による被害の危険性が極めて高い本件区間について、津波、高潮等による被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、釜石市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県釜石市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　岩手県釜石市片岸町第６地割、片岸町第７地割及び片岸町第８地割地内

○国東地方整備局告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　秋多都市計画道路事業三・五・十五号二宮東西線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都あきる野市二宮地内

使用の部分　なし